

糸島市指定旧介護予防通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 基本方針（第4条）
- 第3章 人員に関する基準（第5条・第6条）
- 第4章 設備に関する基準（第7条）
- 第5章 運営に関する基準（第8条—第36条）
- 第6章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第37条—第40条）
- 第7章 補則（第41条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この基準は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち糸島市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規程（平成30年告示第52号。以下「実施規程」という。）に規定する旧介護予防通所介護相当サービスの人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定旧介護予防通所介護相当サービス 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち、法第115条の45の3第1項の規定による指定を受けた者により実施する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護相当のものとしてこの基準により定められるサービスをいう。
- (2) 利用料 実施規程第9条第1項に規定する利用料等をいう。
- (3) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該指定旧介護予防通所介護相当サービスの事業を行う者（以下「指定通所事業者」という。）に支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る指定旧介護予防通所介護相当サービスをいう。
- (4) 常勤換算方法 当該事務所の従業者の勤務延時間数を当該事務所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

2 前項に定めるもののほか、この基準において使用する用語の意義は、法の例による。

(指定旧介護予防通所介護相当サービスの事業の一般原則)

第3条 指定通所事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定通所事業者は、指定旧介護予防通所介護相当サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、糸島市（以下「市」という。）、他の指定事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第2章 基本方針

第4条 指定旧介護予防通所介護相当サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第3章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第5条 指定通所事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定通所事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「指定通所従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定旧介護予防通所介護相当サービスの提供日ごとに、指定旧介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定旧介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定旧介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定旧介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、専ら当該指定旧介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定旧介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、当該指定旧介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定旧介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定旧介護予防通所介護相当サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（指定通所事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定旧介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定旧介護予防通所介護相当サービス、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の利用者をいう。以下この章及び次章において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該指定通所事業所の利用定員（当該指定通所事業所において同時に指定旧介護予防通所介護相当サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。）が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定旧介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、当該指定旧介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定旧介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定通所事業者は、指定旧介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第6項において同じ。）を、常時1人以上当該指定旧介護予防通所介護相当サービスに従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定旧介護予防通所介護相当サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定旧介護予防通所介護相当サービスの単位は、指定旧介護予防通所介護相当サービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 8 指定通所事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定旧介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、前各項の規定に代えて、福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年福岡県条例第55号。以下「介護サービス等基準条例」という。）第3条に規定する人員に関する基準又は糸島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年糸島市条例第33号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第5条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第6条 指定通所事業者は、指定通所事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事

することができるものとする。

第4章 設備に関する基準

第7条 指定通所事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定旧介護予防通所介護相当サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

(3) 手すり 利用者の安全性を確保するために必要な箇所に設けること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定旧介護予防通所介護相当サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定旧介護予防通所介護相当サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 指定通所事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定旧介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、前各項の規定に代えて、介護サービス等基準条例第3条に規定する設備に関する基準又は指定地域密着型サービス基準条例第5条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第5章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 指定通所事業者は、指定旧介護予防通所介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）の概要、指定通所従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定通所事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を電子情報処理組織（指定通所事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この

項において同じ。) を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定通所事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

ア 指定通所事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定通所事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定通所事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、CD-ROM その他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 指定通所事業者は、第2項の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定通所事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た指定通所事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第9条 指定通所事業者は、正当な理由なく指定旧介護予防通所介護相当サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 指定通所事業者は、当該指定通所事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定旧介護予防通所介護相当サービスを提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者等(法第8条の2第16項に規定す

る介護予防支援を行う者及び法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業を行う者をいう。以下同じ。)への連絡、適当な他の指定通所事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(利用資格等の確認)

第 11 条 指定通所事業者は、指定旧介護予防通所介護相当サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定又は事業対象者の該当（以下「要支援認定等」という。）の有無及び要支援認定等の有効期間を確かめるものとする。

2 指定通所事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定旧介護予防通所介護相当サービスを提供するように努めなければならない。

(心身の状況等の把握)

第 12 条 指定通所事業者は、指定旧介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議(介護予防サービス計画又は第 1 号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画（以下「介護予防サービス計画等」という。）の担当職員が介護予防サービス計画等の作成のために当該介護予防サービス計画等の原案に位置づけた第 1 号事業等の担当者を招集して行う会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第 13 条 指定通所事業者は、指定旧介護予防通所介護相当サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定通所事業者は、指定旧介護予防通所介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第 14 条 指定通所事業者は、介護予防サービス計画等に沿った指定旧介護予防通所介護相当サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第 15 条 指定通所事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第 16 条 指定通所事業者は、指定旧介護予防通所介護相当サービスを提供した際には、当該指定旧介護予防通所介護相当サービスの提供日及び内容、当該指定旧介護予防通所介護相当サービスについて法第 115 条の 45 の 3 第 3 項の規定により利用者に代わって支払を受ける第 1 号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定通所事業者は、指定旧介護予防通所介護相当サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からその記録に係る情報の提供の申出があった場合には、当該記録の写しの交付その他適切な方法により、提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第 17 条 指定通所事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定旧介護予防通所介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定旧介護予防通所介護相当サービスに係る介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号イに規定する費用の額から当該指定通所事業者を支払われる第 1 号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定通所事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定旧介護予防通所介護相当サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定旧介護予防通所介護相当サービスに係る省令第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号イに規定する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定通所事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、指定旧介護予防通所介護相当サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 指定通所事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(証明書の交付)

第 18 条 指定通所事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定旧介護予防通所介護相当サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定旧介護予防通所介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する通知)

第 19 条 指定通所事業者は、指定旧介護予防通所介護相当サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定旧介護予防通所介護相当サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第 1 号事業を利用し、又は利用しようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第 20 条 指定通所従業者は、現に指定旧介護予防通所介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第 21 条 指定通所事業所の管理者は、指定通所従業者の管理及び指定旧介護予防通所介護相当サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定通所事業所の管理者は、当該指定通所従業者がこの章及び次章を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第 22 条 指定通所事業者は、指定通所事業所ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定旧介護予防通所介護相当サービスの利用定員

(5) 指定旧介護予防通所介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(6) 通常の事業の実施地域

(7) サービス利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第 23 条 指定通所事業者は、利用者に対し適切な指定旧介護予防通所介護相当サービスを提供できるよう、指定通所事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定通所事業者は、指定通所事業所ごとに、当該指定通所従業者によって指定旧介護

予防通所介護相当サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定通所事業者は、指定通所従業者の具体的な研修計画を策定するとともに、指定通所従業者に対し、研修機関又は当該指定通所事業者が実施する研修その他その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

4 指定通所事業者は、利用者の人権の擁護、高齢者虐待（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第5項に規定する養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。）の防止等のため、指定通所従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。

（定員の遵守）

第24条 指定通所事業者は、利用定員を超えて指定旧介護予防通所介護相当サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第25条 指定通所事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定通所事業者は、前項に規定する具体的計画を立てる際には、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ立てるよう努めなければならない。

（衛生管理等）

第26条 指定通所事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所事業者は、当該指定通所事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（掲示）

第27条 指定通所事業者は、指定通所事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、指定通所従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示し、又は縦覧に供さなければならない。

（秘密保持等）

第28条 指定通所従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定通所事業者は、当該指定通所従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定通所事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ

め文書により得ておかなければならない。

(広告)

第 29 条 指定通所事業者は、指定通所事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第 30 条 指定通所事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第 31 条 指定通所事業者は、提供した指定旧介護予防通所介護相当サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定通所事業者は、提供した指定旧介護予防通所介護相当サービスに関し、法第 115 条の 45 の 7 第 1 項の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定通所事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 指定通所事業者は、提供した指定旧介護予防通所介護相当サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定通所事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第 32 条 指定通所事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定旧介護予防通所介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第 33 条 指定通所事業者は、利用者に対する指定旧介護予防通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定通所事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、書面により市へ報告しなければならない。
- 3 指定通所事業者は、利用者に対する指定旧介護予防通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
(会計の区分)

第 34 条 指定通所事業者は、指定通所事業所ごとに経理を区分するとともに、指定旧介護予防通所介護相当サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第 35 条 指定通所事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定通所事業者は、利用者に対する指定旧介護予防通所介護相当サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。
 - (1) 旧介護予防通所介護相当サービス計画
 - (2) 第 16 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第 19 条に規定する市への通知に係る記録
 - (4) 第 31 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 第 33 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(暴力団員等の排除)

第 36 条 指定通所事業所の管理者は、糸島市暴力団排除条例（平成 22 年糸島市条例第 200 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

- 2 指定通所事業所は、その運営について、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けてはならない。

第 6 章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定旧介護予防通所介護相当サービスの基本取扱方針)

第 37 条 指定旧介護予防通所介護相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定通所事業者は、自らその提供する指定旧介護予防通所介護相当サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定通所事業者は、指定旧介護予防通所介護相当サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目

的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定通所事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定通所事業者は、指定旧介護予防通所介護相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定旧介護予防通所介護相当サービスの具体的取扱方針)

第 38 条 指定旧介護予防通所介護相当サービスの方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定旧介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じた情報収集等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2) 指定通所事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定旧介護予防通所介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した旧介護予防通所介護相当サービス計画を作成するものとする。

(3) 旧介護予防通所介護相当サービス計画は、介護予防サービス計画等の内容に沿って作成しなければならない。

(4) 指定通所事業所の管理者は、旧介護予防通所介護相当サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

(5) 指定通所事業所の管理者は、旧介護予防通所介護相当サービス計画を作成した際には、当該旧介護予防通所介護相当サービス計画を利用者に交付しなければならない。

(6) 指定旧介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、旧介護予防通所介護相当サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

(7) 指定旧介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(8) 指定旧介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(9) 指定通所事業所の管理者は、旧介護予防通所介護相当サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも 1 月に 1 回は、当該旧介護予防通所介護相当サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した指定介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該旧介護予防通所介護相当サービス計画に記載したサー

ビスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該旧介護予防通所介護相当サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

(10) 指定通所事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した指定介護予防支援事業者等に報告しなければならない。

2 指定通所事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて旧介護予防通所介護相当サービス計画の変更を行うものとする。

3 第1項の規定は、前項に規定する旧介護予防通所介護相当サービス計画の変更について準用する。

（指定旧介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっての留意点）

第39条 指定旧介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 指定通所事業者は、サービスの提供に当たり、アセスメント（介護予防サービス計画等の作成にあたり、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、そのおかれている環境などを把握したうえで、運動及び移動、家庭生活を含む日常生活、社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション並びに健康管理の各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握することをいう。）において把握された課題、指定旧介護予防通所介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

(2) 指定通所事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。

(3) 指定通所事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

（安全管理体制等の確保）

第40条 指定通所事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかななければならない。

2 指定通所事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努

めなければならない。

- 3 指定通所事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。
- 4 指定通所事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第7章 補則

(その他)

第41条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成30年4月1日から施行する。